

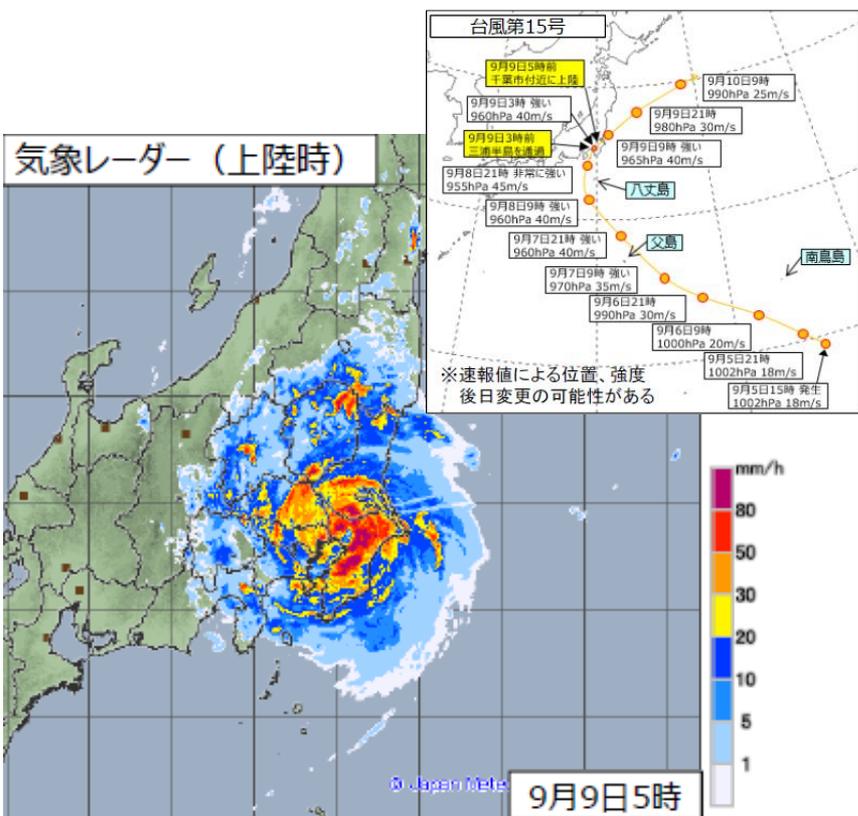
令和元年房総半島台風(第15号)・
東日本台風(第19号)への対応について



内閣府(防災担当)

令和元年房総半島台風(第15号)【概要】

- 台風第15号は、9月7日から8日にかけて小笠原近海から伊豆諸島付近を北上し、9日3時前に三浦半島付近を通過して東京湾を進み、5時前に強い勢力で千葉市付近に上陸した。その後、9日朝には茨城県沖に抜け、日本の東海上を北東に進んだ。
- 台風の接近・通過に伴い、伊豆諸島や関東地方南部を中心に猛烈な風、猛烈な雨となった。特に、千葉市で最大風速35.9メートル、最大瞬間風速57.5メートルを観測するなど、多くの地点で観測史上1位の最大風速や最大瞬間風速を観測する記録的な暴風となった。



主な瞬間風速 (9月7日0時～9月9日24時)

都道府県	市町村	地点名(よみ)	風速 (m/s)	観測時刻
東京都	神津島村	神津島(こうづしま)	58.1	8日21時03分
千葉県	千葉市中央区	千葉(ちば)	57.5	9日4時28分
東京都	新島村	新島(にいじま)	52.0	8日23時38分
千葉県	木更津市	木更津(きさらづ)	49.0	9日2時48分
千葉県	館山市	館山(たてやま)	48.8	9日2時31分

主な期間降水量 (9月7日0時～9月9日24時)

都道府県	市町村	地点名(よみ)	降水量
			(mm)
静岡県	伊豆市	天城山(あまぎやま)	450.5
東京都	大島町	大島(おおしま)	314.0
静岡県	伊豆市	湯ヶ島(ゆがしま)	308.5
神奈川県	足柄下郡箱根町	箱根(はこね)	255.0
千葉県	君津市	坂畑(さかはた)	237.5

令和元年台風第15号 被害状況(人的被害、物的被害)

- 千葉県を中心に、令和元年12月23日時点で死者3名、重傷者13名等の人的被害のほか、住家の全壊391棟、半壊4,204棟、一部破損72,279棟等の被害が発生。
- この大雨の影響で、大規模な停電やそれに伴う断水等のライフラインへの被害が発生。住民生活や農林漁業にも大きな支障。

○人的被害(令和元年12月23日現在)

都道府県名	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者
千葉県	2名		8名	74名
東京都	1名			6名
その他			5名	57名
合計	3名	0名	13名	137名

○住家被害(令和元年12月23日現在)

都道府県名	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
千葉県	363棟	3,929棟	62,986棟	34棟	57棟
東京都	12棟	68棟	1,425棟	13棟	11棟
その他	16棟	207棟	7,868棟	74棟	41棟
合計	391棟	4,204棟	72,279棟	121棟	109棟

○ライフライン被害

	最大戸数	復旧状況
電力	約934,900戸	9月27日復旧(一部復旧困難箇所等を除く。)
水道	139,744戸	9月25日復旧

○政府の対応

- 9月 6日 11:15 関係省庁災害警戒会議(防災大臣出席)
 - 8日 11:00 気象庁記者会見
 - 9日 国から千葉県庁及び市町村に連絡員を派遣
 - 10日 4:00 千葉県から給水支援に係る災害派遣要請(以降、患者搬送等の要請あり)
 - 14:00 内閣府情報先遣チーム 千葉県庁へ向け出発
 - 14:30 関係省庁災害対策会議(防災大臣出席)(10月11日まで計16回開催)
 - 12日 18:30 千葉県内(26市町村)に災害救助法を適用(停電に伴う)
 - 13日 閣議後 閣僚懇談会(他、17日、20日にも開催)
- 総理指示
- ・停電の全面復旧に全力を挙げること
 - ・全省庁一体となって住民の生活支援に万全を期すこと
 - ・現場主義を徹底し、災害応急対策を継続すること
- 17日 予備費の使用を閣議決定(約13.2億円)
 - 20日 激甚災害指定の見込みの公表
 - 24日 18:00 東京都内(大島町)に災害救助法を適用
 - 10月11日 激甚災害の指定(11日閣議決定、17日公布・施行)

千葉県における屋根等の被害への支援について

各種制度を活用して全てに切れ目なく支援

【全壊(半壊で解体)】

被災者生活再建支援金 : 300万円 (全壊・建設、半壊解体・建設)

【大規模半壊】

被災者生活再建支援金 : 150万円 (大規模半壊・補修)

応急修理(災害救助法) : 59.5万円以内 (※9月以前実施分は、58.4万円以内)

【半壊】

応急修理(災害救助法) : 59.5万円以内 (※9月以前実施分は、58.4万円以内)

今回追加

【一部損壊のうち、損害割合が10%以上20%未満】

応急修理(災害救助法) : 30万円以内

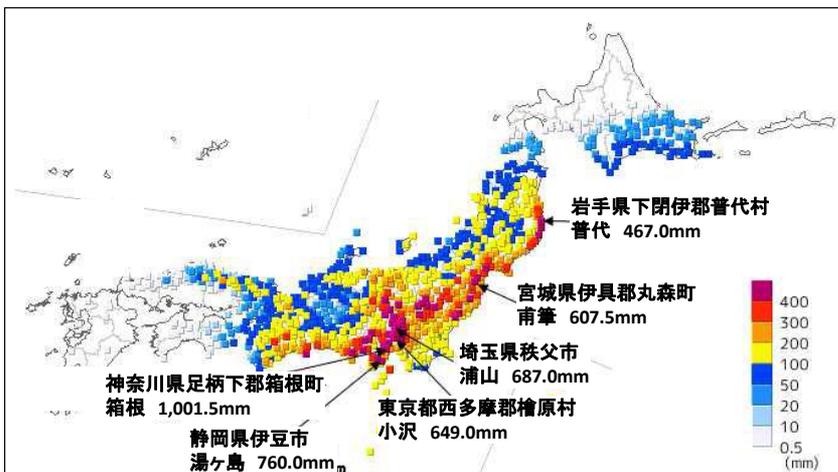
【一部損壊のうち、損害割合が10%未満】

防災・安全交付金 : 30万円以内 (工事費の20%)

令和元年東日本台風(第19号)【概要】

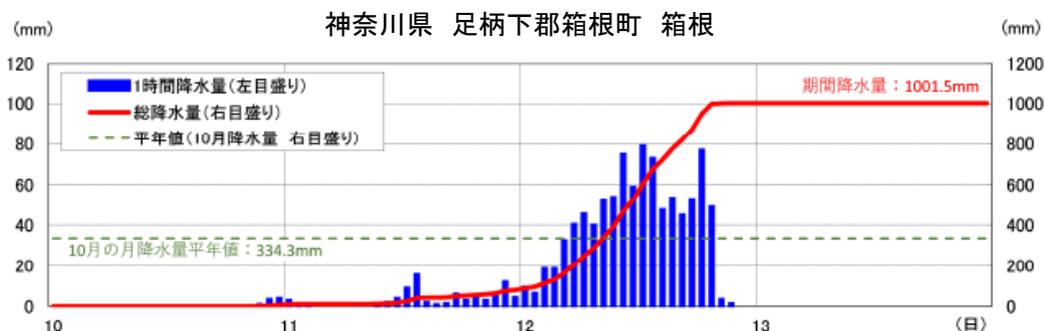
- 台風第19号は10月12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。
- 10日からの総雨量は神奈川県箱根町で1,000ミリに達し、関東甲信地方と静岡県 of 17地点で500ミリを超えた。
- この記録的な大雨により、12日15時30分に静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県の7都県に、12日19時50分に茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県の5県に、13日0時40分に岩手県に特別警報が発表された。

期間降水量分布図 (10月10日0時～10月13日24時)



出典: 気象庁HP

降水量時系列図 (10月10日0時～10月13日24時)



主な期間降水量 (10月10日0時～10月13日24時)

都道府県	市町村	地点名 (よみ)	降水量
			(mm)
神奈川県	足柄下郡箱根町	箱根 (はこね)	1,001.5
静岡県	伊豆市	湯ヶ島 (ゆがしま)	760.0
埼玉県	秩父市	浦山 (うらやま)	687.0
東京都	西多摩郡檜原村	小沢 (おざわ)	649.0
静岡県	静岡市葵区	梅ヶ島 (うめがしま)	631.5

令和元年台風第19号(被害状況)

- 東北や関東を中心に、1月10日時点で死者・行方不明者89名、重傷者37名の人的被害のほか、住家の全壊3,203棟、半壊27,154棟、床上浸水7,316棟等の多数の被害が発生。
- 電気や水道等のライフライン、道路や鉄道等のインフラ、農林漁業等の経済活動にも大きな影響。
- 堤防決壊が、国管理河川で12箇所、都道府県管理河川で128箇所発生。

○人的・住家被害(令和2年1月10日現在)

都道府県名	人的被害					住家被害					非住家被害	
	死者	うち、災害関連死者	行方不明者	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
岩手県	3			4	3	41	395	935	44	315		445
宮城県	19		2	7	35	303	2,964	2,659	1,580	12,326	17	72
福島県	30			1	56	1,447	12,221	6,614	1,081	407	43	8,009
茨城県	2		1		20	146	1,599	1,461	13	350		944
栃木県	4			4	19	81	5,200	8,207	30	440	15	950
群馬県	4			1	8	22	296	521	20	112	3	74
埼玉県	4	1		1	32	134	541	699	2,369	3,387		105
千葉県	1			1	23	14	76	2,197	25	70		10
東京都	1				10	36	655	913	317	532	25	32
神奈川県	9			3	35	48	673	1,601	715	468	21	171
長野県	5			4	40	918	2,498	3,448	8	1,420	24	931
静岡県	3	1		2	5	8	12	495	967	1,312	36	98
その他	1			9	49	5	24	235	147	461	5	40
合計	86	2	3	37	335	3,203	27,154	29,985	7,316	21,600	189	11,881

※10月25日からの大雨による被害を除く。

○ライフライン被害

	最大戸数	復旧状況
電力	約521,540戸	11月7日復旧
水道	約167,986戸	11月15日復旧

令和元年台風第19号への対応

・閣僚会議 2回
・非常災害対策本部 18回

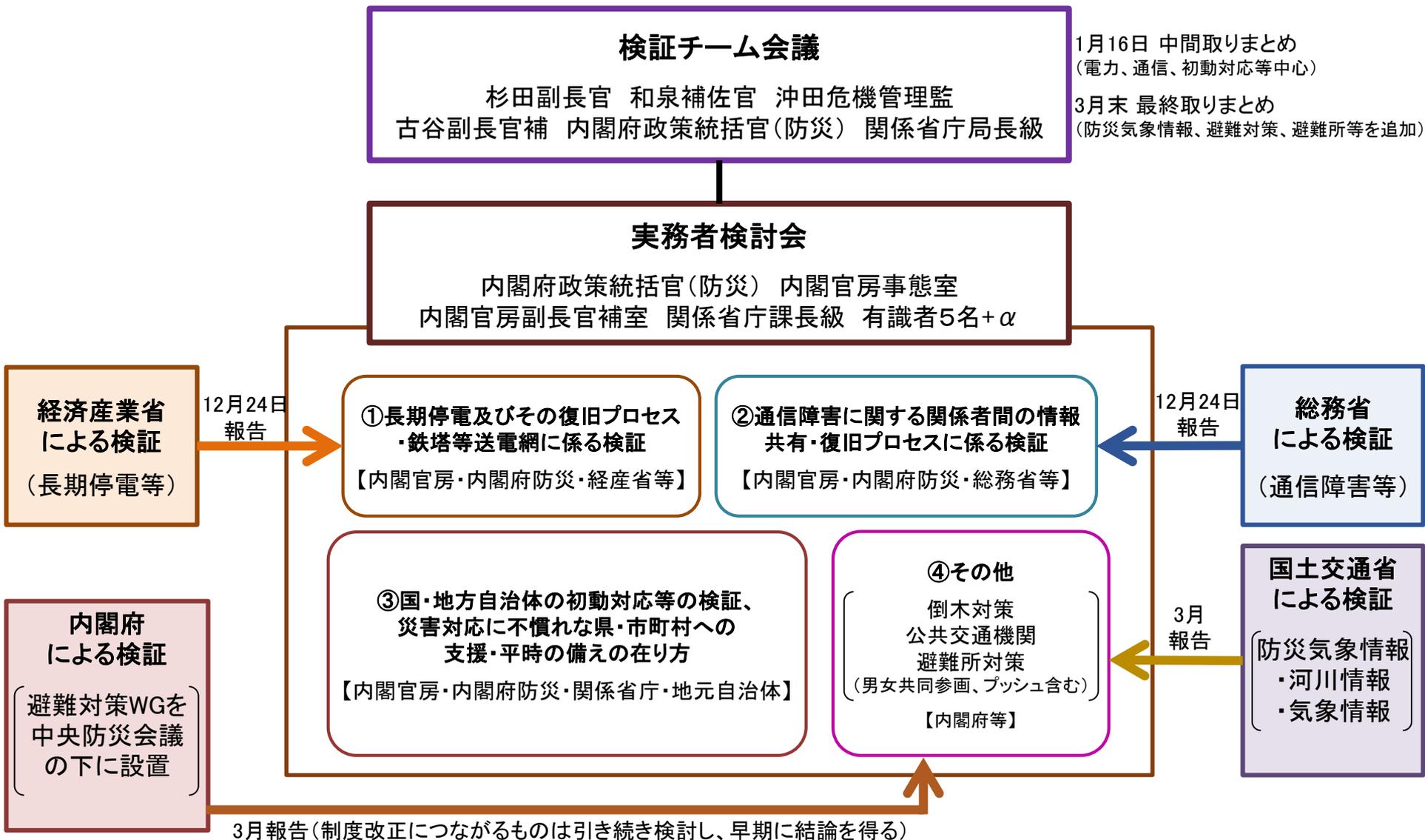
- 10月 8日 関係省庁災害警戒会議(第1回)
9日 気象庁記者会見(12日から13日にかけての暴風や大雨のおそれ)
11日 気象庁記者会見(特別警報発表の可能性)
関係省庁災害警戒会議(第2回)、関係閣僚会議(第1回)
12日 大雨特別警報の発表(15:30に1都6県、19:50に5県、24:40に1県)
総理指示

1. 国民に対し、避難や大雨・河川の状況等に関する情報提供を適時的確に行うこと
2. 地方自治体とも緊密に連携し、浸水が想定される地区の住民の避難が確実に行われるよう、避難支援等の事前対策に万全を期すこと
3. 被害が発生した場合は、被害状況を迅速に把握するとともに、政府一体となって、人命第一で、災害応急対策に全力で取り組むこと

災害救助法は10月12日から11月14日までに全国で14都県390市区町村に適用

- 13日 関係閣僚会議(第2回)
非常災害対策本部設置、非常災害対策本部会議(第1回)(計18回開催)
内閣府調査チーム派遣(福島、長野、埼玉、宮城、栃木、茨城の6県庁)
- 14日 被災者生活支援チームを設置
武田防災担当大臣を団長とする政府調査団を福島県へ派遣
- 16日 予備費使用の閣議決定(約7.1億円)
- 18日 特定非常災害に指定(18日閣議決定、同日公布・施行)
激甚災害の指定見込みの公表(第一段)
- 21日 激甚災害の指定見込みの公表(第二弾)
- 29日 激甚災害の指定(29日閣議決定、11月1日公布・施行)、非常災害の指定(29日閣議決定、11月1日公布・施行)
- 11月 7日 「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」決定
8日 予備費使用の閣議決定(約1,316億円)

令和元年台風第15号・19号をはじめとした一連の災害に係る検証チームについて



※別途 国土強靱化に関する施策については国土強靱化推進室で対応

「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」中間とりまとめ (台風第15号検証)

【①長期停電関係】

課題

対応策

<p>被害状況の把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被害規模に応じた巡視要員の不足 巡視と故障箇所の同時調査による状況把握の遅れ ドローン操作要員の不足 東京電力の現行システムでは低圧線・引込線の損傷による停電(いわゆる「隠れ停電」)が把握できず 初動期における停電への問い合わせ対応要員の不足 	<ul style="list-style-type: none"> 原則24時間、大規模災害時にも48時間以内に被害状況を把握する体制整備(巡視要員の計画的配置等) R2・6月末まで ドローン専属チームの標準配置、操作要員の育成・確保、運用方針整備等 R2・6月末まで スマートメーターデータの活用による一般住宅等の停電確認の徹底 R2・6月末まで SNSやチャット等を活用した入電本数の抑制策の実施 R2年度中に検討・実施
<p>復旧作業復旧プロセス情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> 復旧作業に時間を要し、通電に遅れ 東京電力と関係機関(通信事業者、自衛隊、他電力会社等)間の連携が不十分 復旧見通しの発表が遅く何度も変更 初動期において、電源車の運用を担う技術者不足等により、電源車の派遣オペレーションが非効率 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時において、完全復旧よりも早期の停電解消を最優先する「仮復旧」の早期実施 R2・6月末まで 電力会社・関係機関間の災害時連携計画の制度化 法改正(R2通常国会提出) 電力会社・通信事業者の連絡体制構築、訓練等の実施 R2・3月末まで 復旧見直し精度向上のための被害情報集約・報告手法の効率化 R2・6月末まで 東京電力エリゾンへの対応手引き・情報共有ツールの整備 R2・6月末まで 電源車対応専任チームの標準配置 R2・6月末まで
<p>送配電網のハード対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じた鉄塔の技術基準の整備や、電柱・配電線への倒木対策が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情を踏まえた鉄塔の技術基準の見直し R2・6月末まで 鉄塔の計画的な更新や無電柱化を含めた送配電設備への必要な投資を適切に行うための託送料金制度の見直し 法改正(R2通常国会提出) 電力会社・自治体の連携による事前伐採の推進、インフラ施設に近接する森林について協定締結のうえ森林整備を行う「重要インフラ施設周辺森林整備」を創設 R1補正予算、R2当初予算
<p>非常用電源の導入等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 病院や官公庁舎など継続的な電力供給が必要な重要施設における非常用電源の確保が不十分 山間部など復旧難航地域の停電が長期化 	<ul style="list-style-type: none"> 医療・福祉・上下水道施設・官公庁舎・避難所等の社会的な重要施設への非常用電源の整備促進 R1補正予算、R2当初予算 地域における災害時のレジリエンス向上のための分散型電源設置を促進する制度整備 法改正(R2通常国会提出)、R2当初予算

【②通信障害関係】

<p>通信障害の状況把握と情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話の通信障害状況をエリアマップで公表しているが、定量的な影響が不明、HPのみでの公表のため障害地域では利用者が閲覧できず 倒木等による通信線の被災箇所等について関係機関への情報共有が不十分 固定電話利用者の通信障害に対する全体把握が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話の通信障害について、影響利用者数等の定量的な指標での情報提供 R2・6月末までに検討 携帯電話利用者(障害地域内の利用者含む)へのわかりやすい情報提供 R2・3月末までに検討 関係機関との情報共有に関する総務省リエゾン・通信事業者リエゾンの役割明確化 R2・3月末まで 利用者への固定電話の疎通状況確認の呼びかけなど、障害把握の方法を改善 R2・3月末までに検討
<p>復旧作業復旧プロセス情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話・固定電話の復旧見込みが非公表 復旧に関する関係機関との情報共有、対応調整が不十分 県・市町村間の非常時の通信手段が一部活用されず 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話の復旧見込みの公表のタイミング・具体的内容を検討し運用開始(固定電話についても検討) R2・6月末までに検討 早期復旧のための関係機関との連携強化に関する総務省のリエゾン業務のマニュアル化、訓練等による充実 R2・3月末まで 災害対策用移動通信機器の自治体への事前貸与をプッシュ型で実施 R2・1月中開始
<p>非常用電源の長時間化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長期間の停電のため重要な通信施設の非常用電源が持続せず 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話基地局等の非常用電源を長時間化 技術基準見直し(R2・6月末まで) 総務省(総合通信局)への移動電源車の追加配備 R1補正予算 基地局を搭載した係留ドローンの活用 技術基準見直し(R2・6月末まで)

(注1) 中間とりまとめについては、台風第15号における課題を中心として行った検証結果をとりまとめたものであり、台風第19号の検証も踏まえ、令和元年度末に最終とりまとめ予定。

(注2) 台風第15号における課題と対応策については、台風第19号で活かされたものもある。

「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」中間とりまとめ (台風第15号検証)

【③初動対応等関係】

課題

対応策

災害に慣れていない自治体への支援の充実

- ・国から被災自治体への職員派遣について、そのタイミング、派遣先、位置づけ等の再整理
- ・現場の災害対応における、国、地方自治体、事業者等関係者の調整のあり方
- ・大規模な災害発生時における、地方自治体の首長や危機管理・防災責任者のリーダーシップのあり方
- ・迅速な災害対応のための体制の確立



- ・大規模な被害が予想される場合には、被害状況を迅速に把握し、被災自治体をサポートできるよう、直ちに「内閣府調査チーム」を派遣 防災基本計画の見直し等
- ・政府現地災害対策室を設置し、関係省庁が一体となって、災害対応を迅速に行うため、現場におけるレベルに応じて、連絡会議・調整会議・現地作業調整会議を開催 防災基本計画の見直し等
- ・自治体の危機管理・防災責任者を対象に、初動対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を付与するための研修の充実 R2当初予算
- ・広域行政主体としての都道府県における、各種支援を迅速・的確に受け入れるための受援体制と市町村への応援体制の構築を促進 防災基本計画の見直し等

地方自治体における災害対応職員の不足等

- ・地方自治体の災害対応にあたる技術職員や災害対応をマネジメントする知見を有する職員の不足等



- ・被災市区町村応援職員派遣システムの一層の活用・充実 防災基本計画の見直し等
- ・都道府県等の技術職員の増員を支援 R2地財
- ・テックフォースの人員充実など、国の応援体制を充実 R2定員
- ・URの被害家屋認定調査に関する支援体制を早期に確保 R2・3月末まで
- ・民間事業者や建築士等の業界団体との災害協定の締結 防災基本計画の見直し等
- ・円滑な施工確保に向けた建設業等の担い手の確保・育成 R1法改正済

平時からの備え

- ・大規模災害発生時に地域社会の迅速な復旧を図るための連携体制のあり方



- ・広域行政主体としての都道府県における、多様なライフライン関係機関との間での、「防災連絡会」のような平時からの相互協力体制の構築を促進 防災基本計画の見直し等

備蓄の促進と情報共有、物資支援の充実

- ・備蓄物資の状況、物資の運搬状況等の情報に関する行政機関間での共有のあり方
- ・国のプッシュ型支援の物資内容の周知不足



- ・国・県・市町村の備蓄の促進と備蓄物資の「物資システム」への登録・情報共有 R1補正予算(備蓄)、R2・4開始(登録・情報共有)
- ・国のプッシュ型支援の標準的な品目のメニュー化と周知 防災基本計画の見直し等

【④その他】

公共交通機関

- ・計画運休について、運転再開時に多くの利用者が駅に集中し、駅での入場規制等の混乱が発生
- ・空港アクセスに支障が発生する一方、滑走路が正常に運用できたことから、空港の滞留者が増加、空港利用者に対する情報提供も不十分



- ・計画運休について、運転再開に必要な要員・資機材配置等の事前準備の強化、利用者に対し混乱が発生しないよう工夫した情報提供の実施 国交省取りまとめ済 各事業者にて対応
- ・成田国際空港等において、災害発生時に空港アクセス事業者等との調整などを担う「総合対策本部」の早期設置や多言語による情報提供の充実 成田空港BCP改定

ブルーシート

- ・ブルーシートを設置できる地域の事業者が不足
- ・台風第15号においては、以下対応がなされたが、被災家屋へのブルーシート設置に時間を要した
 - 消防機関、建設業界、NPO団体、自衛隊等の設置支援
 - 千葉県による事業者とのマッチング
 - 施工方法を紹介する講習会の開催



- ・自治体による設置事業者の紹介を促進。消防機関、設置技術のあるNPO、技術を有するボランティア、自衛隊など設置支援をする者について役割分担の考え方を整理 措置済
- ・被災者と設置事業者とのマッチング支援(台風第15号において千葉県が実施)等の対策例を全国の都道府県に横展開 R2・3月末まで
- ・設置技術のあるNPO団体が監修する施工方法の手引きを広く公開 措置済
- ・設置技術の講習会を行えるNPO団体の情報を提供し、災害時の実施を促進 R2・3月末まで

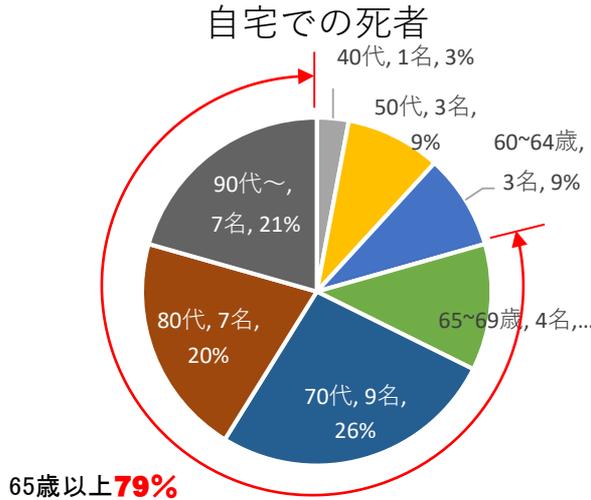
※台風第19号に係る論点については、
 ・避難行動につながる情報収集、情報提供・発信に関しては、内閣府の「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」において
 ・河川・気象情報等の発信・伝達に関しては、国土交通省の「河川・気象情報の改善に関する検証チーム」において
 等、それぞれの府省庁において検証を行い、年度末を目途に結論を得た上で、最終とりまとめに反映予定。

(注1) 中間とりまとめについては、台風第15号における課題を中心として行った検証結果をとりまとめたものであり、台風第19号の検証も踏まえ、令和元年度末に最終とりまとめ予定。
 (注2) 台風第15号における課題と対応策については、台風第19号で活かされたものもある。

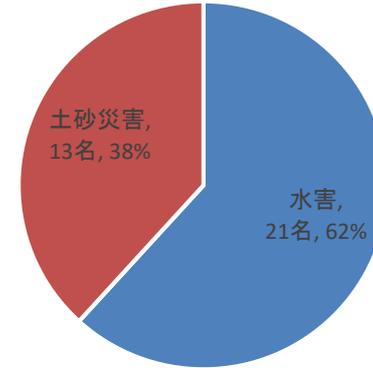
台風第19号による被害の特徴

○自宅で亡くなられた方34名のうち、79%が65歳以上の高齢者。
 屋外で亡くなられた方50名のうち、車での移動中が約半数超(27名)を占める。

自宅



自宅での死者(災害種別)

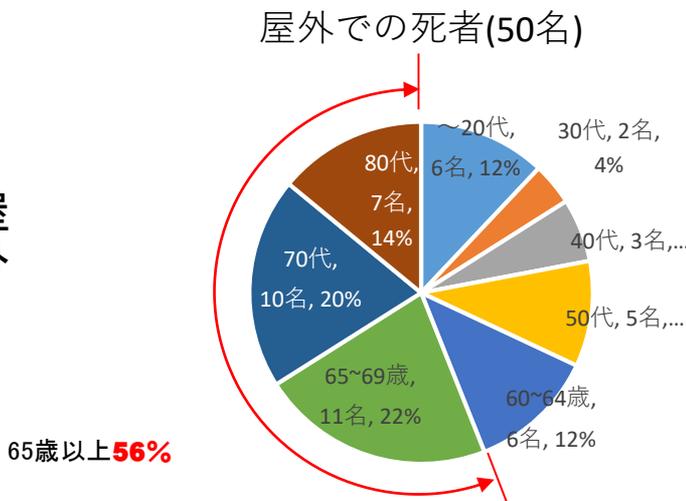


- ・土砂災害は自宅での被災が多い
- ・高齢者の比率が高い

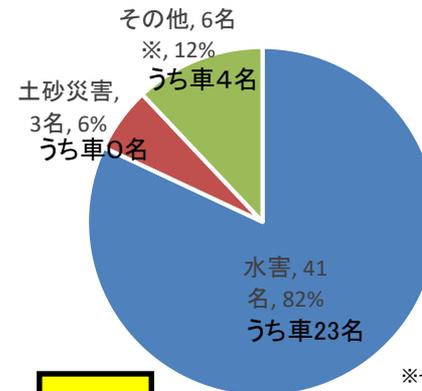


**高齢者が避難
できていない**

屋外



屋外での死者(50名)(災害種別)



- ・水害は屋外での被災が多い
- ・水害の死者の半数は車移動中
- ・50代以下の比率が高い



- ・早期の避難
- ・車での避難
- ・浸水時の避難行動

※その他に区分する死者は、車移動中の道路陥没箇所への転落による死者3名及び強風による死者3名

ワーキンググループで検討する論点(案)

主な課題

【1】住民は、居住地域の災害リスクととるべき行動を理解できていたか？

- ① ハザードマップの認知や避難先の理解が不足していた
- ② 避難しない、避難が遅い人が多かった
- ③ 屋外で、特に自動車で移動中に被災した人が多かった

【2】避難情報の発令や避難の呼びかけはわかりやすく伝わったか？

- ④ 避難勧告・避難指示がわかりにくいとの指摘
- ⑤ 「全員避難」「命を守る最善の行動」などの呼びかけがわかりにくいとの指摘
- ⑥ 避難先等についての情報提供が不十分だった

【3】高齢者等の避難を支援する地域の仕組みは十分だったか？

- ⑦ 多くの在宅の高齢者が被災した

【4】大規模広域避難は可能か？

- ⑧ 大規模広域避難の困難さ(タイミング、避難場所等)が顕在化した

対応(案)

【論点1】災害リスクととるべき行動の理解促進(平時の対応)

対応①②:ハザードマップのより一層の活用

- ・ハザードマップの活用によるとるべき避難行動の周知
- ・適切な避難先の周知
- 逃げどきマップ・気づきマップの検討
- 重ねるハザードマップの活用
- 適切な避難先の確保
- 避難所・避難場所に関する災対法上での整理
- ・中小河川での水害リスク評価
- ・水災害対策とまちづくりの連携方策の検討

対応②:「避難」の意味の周知

- ・「避難」の意味の周知(避難行動判定フロー等)

対応③:職場・学校等の計画的休業

- ・外出リスクの周知(特に車での移動)
- ・計画的休業に関する経済界への働きかけ
- ・企業BCP
- ・テレワークの普及推進

【論点2】わかりやすい防災情報の提供(災害時の対応)

対応④:警戒レベルの理解促進

- ・警戒レベルの理解促進
- ・警戒レベル相当情報の理解促進

- 勧告・指示に関する災対法上での整理
- 大雨特別警戒の発表基準の改善
- アドバイス業務の明確化

対応⑤:避難の呼びかけの工夫

- ・避難の呼びかけの工夫(全員避難・命を守る最善の行動)、災害リスクが明示された区域以外に配慮した呼びかけ
- ・周知する内容を用いて防災訓練を実施
- ・防災リーダーの育成につながる研修の充実
- ・専門家リストの充実
- ・情報伝達手段の多重化・多様化の促進

対応⑥:AI等による避難誘導等の改善

- ・災害用HPの活用
- ・AI等による避難誘導
- ・アラート情報の地図化の推進

【論点3】高齢者等の避難の実効性の確保

対応⑦:名簿の活用及び個別計画の策定促進、共助による避難支援

- ・避難行動要支援者名簿の活用
- 福祉専門職の関与等を通じた個別計画の策定促進について検討
- 地域における避難の実効性を高める地区防災計画の促進

【論点4】大規模広域避難の実効性の確保

対応⑧:広域避難体制の整備、排水強化

- 広域的な調整、検討、発令等の体制や費用負担の制度化の必要性について検討
- ・広域避難対象者の絞り込み(排水強化・垂直避難の活用等)の検討
- ・避難先の検討(他の公立施設や、ホテル・旅館・シェアリングエコノミー等の積極的活用)

出水期までに行う取組
来年度以降も検討を行う取組

防災情報リテラシー向上
キャンペーン関係

A

B

C

対応①

出水期まで
に行う取組

A 適切な避難先の周知

避難先を知る

← 適切な避難先の周知

- 緊急的に立退き避難が必要で、かつ、安全な親戚・知人宅等に避難できない場合には、指定緊急避難場所に避難する。
 - 指定緊急避難場所は、立地的にも構造的にも安全が確保されている場所を市町村が指定したもの。但し、どの災害に対して安全なのかは避難場所ごとに異なる。
 - 緊急時にどの避難場所に行くかを判断するのは困難であるため、平時に、自らがどの避難場所に避難するのかを対象の災害ごとに決めておくこと。
- (参考) 可能な限り浸水想定区域外の避難場所に避難するのが望ましいが、浸水が想定される区域内においても、構造条件を満たしていれば安全であり、指定緊急避難場所に指定してよいことになっている。

警戒レベル4避難勧告発令

確保できない場合

○親戚・友人宅等
(自ら確保)

○指定緊急避難場所 (※市町村が指定)
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急的に避難する場所
(立地条件(又は構造条件)等の指定基準を満たしている施設等を、土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別毎に指定)

避難生活の判断(※)

○指定避難所 (※市町村が指定)
災害が発生した場合において、居住の場所を確保することが困難な被災住民等が一定期間滞在する施設

帰宅の判断

市町村が避難勧告等を解除しているか、自宅や避難経路が安全かなどを確認・判断する。必要に応じて市町村等にも相談すること。

※自宅が全壊・半壊した場合や電気・水道が使えないなど、自宅で生活することが困難な場合に指定避難所に滞在することが考えられる

※指定緊急避難場所のなかには、指定避難所を兼ねている、つまり、指定緊急避難場所から指定避難所へ移動する必要がなく、そのまま避難生活に移行できる場合も多い

※指定緊急避難場所と指定避難所の役割について、災対法上での整理を行い、その明確化について検討する。

とるべき行動を決める

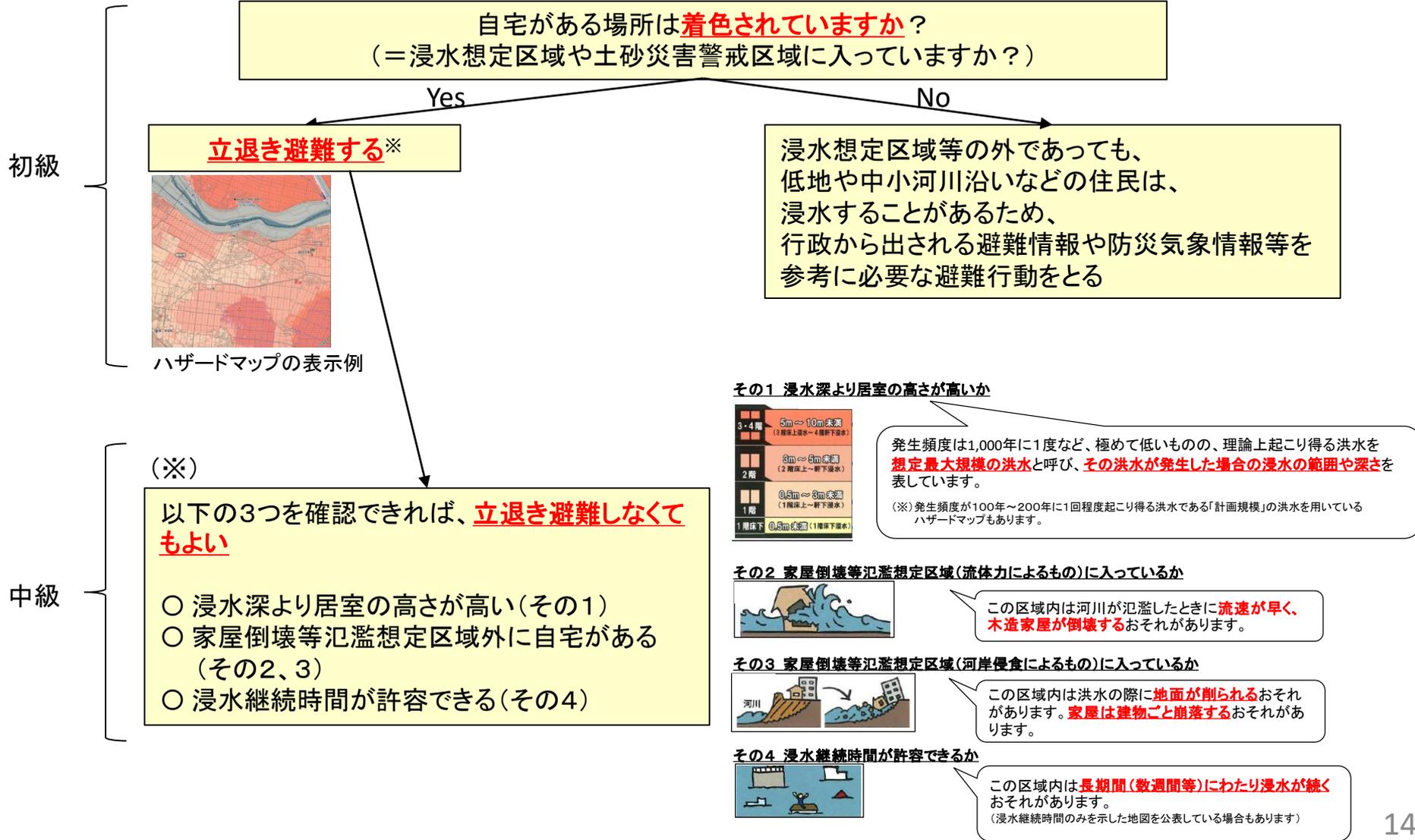
← 「避難」の意味の周知徹底

- 「**避難**」とは「**難**」を「**避**」けることであり、今いる場所が安全なのであれば、そこに**留まることも避難**。
- 避難の基本は、災害リスクのある区域(浸水想定区域や土砂災害警戒区域等)から、**親戚・友人宅**や**指定緊急避難場所**に**立退き避難**することである。
- 自宅内で明らかに安全が確保できると判断する場合は**自宅内での待避**や**垂直避難**すればよい。
- **災害リスクが示されていない区域**では、避難情報や防災気象情報等を参考に**必要な避難行動**をとること。

避難行動判定フロー
(次ページ)

B 「避難行動判定フロー」で確認してもらいたい内容

- ハザードマップと一緒に配布／回覧をする「避難行動判定フロー」で確認してもらいたい内容は以下の通り
- 最低限確認してもらいたいことのみをわかりやすく記載する予定



C 警戒レベルとは

警戒レベルとは、

- ・災害発生のおそれの高まりに応じて**5段階に分類した「住民がとるべき行動」と**
- ・**「その行動を住民に促す情報(避難情報等)」**とを**関連付けるもの**である。

- **【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】全員避難**とし、**避難のタイミングを明確化**
- 命を守る行動のために極めて有効な災害が実際に発生しているとの情報を、**【警戒レベル5】災害発生情報**として位置付け

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を促す情報
警戒 レベル5	命を守る最善の行動	災害発生情報 (出来る範囲で発表)
警戒 レベル4	全員避難 ↑避難の呼びかけの工夫	・避難勧告 ・避難指示(緊急) ↑警戒レベルの理解促進
警戒 レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等避難開始
警戒 レベル2	避難行動の確認	注意報
警戒 レベル1	心構えを高める	早期注意情報

**防災気象情報
(警戒レベル相当情報)**

指定河川洪水予報
土砂災害警戒情報
警報
危険度分布
等

↑警戒レベル相当情報の理解促進

警戒レベル4の「全員避難」とは

- 「**高齢者等だけでなく全員が避難する**」タイミングであることを意味している。
- 「**災害の危険がない人まで全員が避難をする**」という意味ではなく、例えば、高台等で水害や土砂災害のおそれのない地区では避難の必要はない。

警戒レベル5の「命を守る最善の行動」とは

- **既に災害が発生している又は発生している可能性が高い状況で用いられるもの。**
- 身の危険を感じた場合には、少しでも安全な近くの高台や屋内へ移動するなど自らの置かれた状況に応じて**「命を守る最善の行動」をとることが必要。**

避難のタイミングを知る

← 警戒レベルの理解促進

○警戒レベル4に避難勧告と避難指示(緊急)の両方が位置付けられているのは、

- ✓ いずれの場合も「避難する」という行動は同じであり、「警戒レベル4で避難する」ということを徹底するため。
- ✓ 警戒レベル4を避難勧告、警戒レベル5を避難指示とすると、警戒レベル5まで避難しないおそれ。

○避難勧告と避難指示(緊急)の違いは、

■警戒レベル4避難勧告とは

- ✓ 立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもの。
⇒ 避難勧告の発令タイミングで避難することが必要。

■警戒レベル4避難指示(緊急)とは

- ✓ 緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものであり、必ず発令されるものではない。
- ✓ 発令された場合にも避難に必要な時間が確保されたものではなく、安全に立退き避難ができないおそれが高い。

※「勧告・指示等に関する災対法上での整理」については市町村の発令実態等も踏まえ引き続き検討していく